様式第５の３（第２条第１項関係）　［新設］

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年　月　日現在

サービスの種類　モバイル網固定電話

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

都道府県	利用数	
合計		
参考事項		

注１　モバイル網固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

２　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

３　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

４　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条　第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新施行規則第十五条の規定の例により当該届出を行うことができる。

第三条　新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による電気通信設備の自己確認の結果の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則第二十七条の五（第八号の二に係る部分に限る。）の規定の例により当該届出を行うことができる。

２　新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六第一項（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の基準については、施行日前においても、当該基準を定め、第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六第二項（同令第四十四条の二第六項及び第四十五条の八第八項において準用する場合を含む。）の規定の例により当該基準を総務大臣に届け出ることができる。

第四条　この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話を提供する者は、施行日から三月以内に、当該モバイル網固定電話について新施行規則第七条第二項の届出書及び第八条第一項の届出書を提出しなければならない。